

認定校制度による資格認定に関する規程

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツクラブ協会（以下「協会」という。）が実施する指導者養成に対し、認定校を定める。

第2条 認定校になろうとする学校は、協会理事長あてに認定校登録申込書、カリキュラム対比表（協会の基準と貴学との対比）、規程及び教職員名簿を添付し、認定校登録申請書を提出するものとする。

2 協会理事長は、認定校登録申請書を審査の上、認定校として承認する。

第3条 認定校には、認定校証を交付する。

第4条 認定校は、協会から次の特典を受けるものとする。

(1) 協会が認定している「スポーツクラブインストラクター」又は「子ども身体運動発達指導士」又は「スポーツクラブマネジャー」又は「中高老年期運動指導士」又は「介護予防運動スペシャリスト」の資格基準を満たすことにより取得させることができる。

(2) 協会発行の会報の配布などによる情報が提供される。

(3) 協会の主催する行事及び催物などの優先的案内を受ける。

第5条 認定校は、毎年4月末日までに、その年度の認定校料を納入するものとする。

但し、年度開始後の登録の場合は、登録申込日の月末までに納入するものとする。

2 年度途中で退会した場合には、既納の認定校料は、返還しないものとする。

第6条 認定校の認定校料は、1校につき年額60,000円とする。

なお、登録にあたっての登録入会金は不要とする。

第7条 認定校として退会する場合は、あらかじめ協会理事長に退会届けを提出し、承認を得るものとする。

2 第5条に定める認定校料の納入期限を、3カ月過ぎても認定料が未納の場合は、退会とみなす。

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て、理事長が行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

2 この規程は、平成24年4月1日から改正・施行する。